

技管第295号
土技第267号
平成30年8月1日

農林水産部、土木部関係各課長
各広域本部農林（水産）部長、土木部長
各地域振興局農林（水産）部長、土木部長
農林水産部、土木部各出先機関長

様

農林水産部 技術管理課長
土木部 土木技術管理課長

熊本県農林水産部及び土木部発注工事における熱中症対策に伴う工期の延長に
ついて（通知）

このことについて、本年は連日のように35度以上の猛暑日が続いており、熊本労働局から
建設工事現場を対象に熱中症対策の必要性を呼びかけているところです。

つきましては、本県発注の工事においても作業員等の健康管理に留意する必要があるため、
受注者から熱中症対策に伴う工期延長の請求があった場合は、下記により適切な対応をお願い
します。

記

1 工期延長の根拠

熊本県公共工事請負契約約款第21条

2 延長する工期の算定

平成30年7月1日から9月30日（対象期間）の範囲内で実工事期間（余裕期間や工
事中止期間を除いた期間）に0.25を乗じた日数を上限として、工期を延長することが
できる。

ただし、供用開始日が決定している場合や、繰越工事で今回の工期の延長により年度を
跨ぐ場合など、工期を延長することが出来ない工事を除く。

農林水産部技術管理課 農業土木技術班 磯本・馬場 （内線 5466）	土木部土木技術管理課 技術指導班 満園・高木 （内線 6056）
---	---

参考：具体的な取扱い

1 工期延長の根拠

熊本県公共工事請負契約約款

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

『公共工事標準請負契約約款の解説』より抜粋

<第21条2>

受発注者双方の責めに帰すことができない天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等により工事が遅れる場合、請負代金額の変更を伴わない工期の変更(いわゆる無償延長)が認められる。

1) 第21条第1項に基づき、受注者から天候の不良を理由として、工期の延長変更が請求される。

本年の猛暑は、「天候の不良」と解釈する。

2) 受注者からの請求を受け、発注者は第2項に基づき、工期の延長を行う。

この場合、受発注者双方の責めに帰すことができない天候の不良によるため、請負代金額の変更を伴わない工期の変更のみを行う。

2 延長する工期の算定

1) 以下の算定式を用いて、延長できる工期日数の上限を算定

$$n = 0.25 \times a$$

n (日数): 延長できる工期日数の上限 (端数切り上げ)

a (日数): 対象期間内の実工事期間 (7月1日から9月30日の範囲内で
余裕期間や工事中止期間を除いた期間)

2) 実際に延長する工期日数

- ・受注者は、希望する工期の延長日数を添えて、書面により発注者に請求する。
- ・発注者は、1) で算定した延長できる工期日数の上限 (n) の範囲内で、受注者の希望する工期の延長を行う。